

【別添2】

国総建第313号

国総建整第305号

平成23年3月25日

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事に係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、地震の影響により、極めて厳しい状況にあります。今後、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、被災地における建設企業の資金調達の一層の円滑化を図ることが重要です。

このため、東北地方太平洋沖地震等により工事目的物等に損害が発生した工事において、損害合計額のうち発注者負担分の金額（概算額を含む。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、当該発注者負担分の金額に係る元請建設企業の債権を担保として、当分の間、下記のとおり、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けることができることとしたところです。

つきましては、貴都道府県におかれては、被災地における建設企業の資金調達の一層の円滑化を図る観点から、地域建設業経営強化融資制度のより一層の活用をお願いします。なお、国土交通省直轄工事においても、同様に措置することとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところですので、念のため申し添えます。

貴都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、管内の市区町村、業界団体等に対しても、この旨周知徹底をお願いします。

記

1. 内容

東北地方太平洋沖地震等により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が発生した工事（以下「損害発生工事」という。）において、損害合計額（工事目的物等に係る損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額をいう。）のうち発注者負担分に係る金額（以下「発注者負担額」という。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、発注者負担額に係る元請建設企業の債権を担保として、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）による融資を受けることができることとする。また、発注者負担額の算定に時間を要する場合、発注者負担額のうち、発注者が速やかに確定できる部分に係る金額（以下「概算発注者負担額」という。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至ったときにも本制度を活用できることとする。

2. 譲渡対象債権等

(1) 譲渡対象債権等

譲渡対象債権は、損害発生工事に係る工事請負代金債権及び発注者負担額に係る債権とし、これらを同時に、同一の債権譲渡先に譲渡するものとする。なお、損害発生工事に係る工事請負代金債権について、工事目的物等に損害が発生した時点以前に発注者の承諾を得て譲渡している場合（以下「既に工事請負代金債権を譲渡している場合」という。）については、発注者負担額に係る債権を、損害発生工事に係る工事請負代金債権と同一の債権譲渡先に譲渡するものとする。

(2) 債権譲渡の手続

元請建設企業は、工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知した場合において、発注者が同条第2項に基づく損害の状況に係る確認の結果を速やかに受注者に通知することができるときは3.に掲げる手続により、それ以外のときは4.に掲げる手続により、債権譲渡を行うものとする。

3. 発注者負担額に基づく場合の手続等

(1) 発注者負担額の通知

元請建設企業が工事請負契約書第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知した場合において、発注者が同条第2項に基づく確認の結果を元請建設企業に通知する際には、別添1に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとする。

(2) 債権譲渡の承諾

元請建設企業は、(1)により発注者から交付を受けた書面の写しを債権譲渡先に提出した後、譲渡対象債権（既に工事請負代金債権を譲渡している場合にあつては、発注者負担額に係る債権）について、発注者から債権譲渡の承諾を得るものとする。

4. 概算発注者負担額に基づく場合の手續等

(1) 概算発注者負担額の通知の教示

元請建設企業が工事請負契約書第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知したときは、発注者は、当該元請建設企業に対し、概算発注者負担額の通知を求めることができる旨教示するものとする。

(2) 概算発注者負担額の通知

発注者は、(1)により概算発注者負担額の通知を元請建設企業から求められたときは、別添2に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとする。

(3) 債権譲渡の承諾

元請建設企業は、(2)により発注者から交付を受けた書面の写しを債権譲渡先に提出した後、譲渡対象債権（既に工事請負代金債権を譲渡している場合にあつては、発注者負担額に係る債権）について、発注者から債権譲渡の承諾を得るものとする。この場合において、債権譲渡契約証書には概算発注者負担額を明記するとともに、「なお、発注者負担額の確定に伴い概算発注者負担額との差額が発生する場合には、当該差額に係る金額についても債権譲渡の対象に含まれるものとする。」旨を記載することにより、発注者は発注者負担額について債権譲渡を承諾する趣旨であることを明らかにすること。

(4) 発注者負担額の確定

発注者は、(2)による書面を元請建設企業に交付した後、発注者負担額が確定し、工事請負契約書第29条第2項に基づく確認の結果を元請建設企業に通知する際には、別添1に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとし、元請建設企業は、当該書面の写しを債権譲渡先に速やかに提出するものとする。

5. その他

(1) 損害発生工事に係る発注者による支払等

発注者負担額の確定など損害発生工事に係る発注者による支払等については、工事請負契約書第29条に基づくこととなるが、先般、東北地方太平洋沖地震等に係る

取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他の工事に係る支払の迅速化について（要請）」（平成 23 年 3 月 18 日付け国総入企第 25 号、国総建整第 297 号）により通知したところであり、本制度に係る事務の取扱いに当たっての参考とされたい。

(2) 事務処理の円滑化

今般の東北地方太平洋沖地震等による被害の甚大さにかんがみ、損害発生工事に係る事務処理については、可能な限り迅速かつ柔軟に対応されたい。

(3) 本制度に係るその他の取扱い

この通知に定めもののほか、本制度の運用については、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日国総建第 197 号、国総建整第 154 号）等に基づき、適切に対処されたい。なお、債権譲渡承諾依頼書等の様式については、同通知の様式に発注者負担額又は概算発注者負担額について適宜追記して使用すること。

(4) 下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱い

損害発生工事に係る下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱いについても、本制度と同様に発注者負担額に係る融資を受けることができることとしたので、その手続についても、この通知に準じて、適切に対処されたい。